

情報公開法・個人情報保護法に係る開示の実施方法及び手数料に関する細則

平成14年09月19日

細則(総)第1-1号

改正	平成17年03月24日	細則(総)第8号
	平成18年03月31日	細則(総)第10号
	平成30年01月29日	細則(総)第6号
	令和元年11月28日	細則(総)第2号
	令和02年03月26日	細則(総)第8号
	令和06年03月12日	細則(総)第4号
	令和07年03月12日	細則(総)第12号

(目的)

第1条 この細則は、情報公開手続及び個人情報保護手続等に関する規程第6条に規定する開示の実施方法及び第7条第5項に規定する手数料の徴収方法及び手数料の額について必要な事項を定めるものである。

(文書又は図画の閲覧の方法)

第2条 次の各号に掲げる文書又は図画の閲覧の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを閲覧することとする。

- 一 文書又は図画(次号から第4号まで又は第5条に該当するものを除く。) 当該文書又は図画(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(以下「情報公開法」という。)第15条第1項ただし書きの規定が適用される場合にあつては、次条第1号イに定めるもの)
- 二 マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したもの。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該マイクロフィルムを日本産業規格A列1番(以下「A1判」という。)以下の大きさの用紙に印刷したもの
- 三 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙(縦89ミリメートル、横127ミリメートルのもの又は縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものに限る。以下同じ。)に印画したもの
- 四 スライド(第6条に規定する場合におけるものを除く。次条第4号において同じ。) 当該スライドを専用機器により映写したもの

(文書又は図画の写しの交付の方法)

第3条 次の各号に掲げる文書又は図画の写しの交付の方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

- 一 文書又は図画(次号から第4号まで又は第5条に該当するものを除く。) 次に掲げる方法(ロ又はハに掲げる方法にあつては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、公庫がその保有する処理装置及びプログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。)により当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。)
- イ 当該文書又は図画を複写機により日本産業規格A列三番(以下「A三判」という。)以下の大きさの用紙に複写したものの交付(ロに掲げる方法に該当するものを除く。)。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該文書若しくは図画を複写機によりA一判若しくは日本産業規格A列二番(以下「A二判」という。)の用紙に複写したものの交付(ロに掲げる方法に該当するものを除く。)又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付
- ロ 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付

- ハ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取つてできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281又はX6241)に適合する幅直120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次条第三号ホにおいて同じ。)に複写したものの交付
- 二 マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを日本産業規格A列4番(以下「A4判」という。)の用紙に印刷したものの交付。ただし、これにより難い場合にあっては、A1判、A2判又はA3判の用紙に印刷したものの交付
- 三 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したものの交付
- 四 スライド 当該スライドを印画紙に印画したものの交付
(電磁的記録の開示の実施の方法)

第4条 電磁的記録の開示の実施の方法は、次の各号に定める方法とする。

- 一 録音テープ(第6条に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。)又は録音ディスク 次に掲げる方法
 - イ 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
 - ロ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ(日本産業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。)に複写したものの交付
- 二 ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法
 - イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
 - ロ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ(日本産業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。以下同じ)に複写したものの交付
- 三 電磁的記録(前2号、次号又は次条に該当するものを除く。) 次に掲げる方法であつて、公庫がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの
 - イ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧
 - ロ 当該電磁的記録を専用機器(開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。)により再生したものの閲覧又は視聴
 - ハ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付(二に掲げる方法に該当するものを除く。)
 - ニ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付
 - ホ 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付
- 四 電磁的記録(前号ホに掲げる方法による開示の実施をすることができない特性を有するものに限る。) 次に掲げる方法であつて、公庫がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの
 - イ 前号イからハマでに掲げる方法
 - ロ 当該電磁的記録を幅12.7ミリメートルのオープンリールテープ(日本産業規格X6103、X6104又はX6105に適合する長さ731.52メートルのものに限る。)に複写したものの交付
 - ハ 当該電磁的記録を幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジ(日本産業規格X6123、X6132若しくはX6135又は国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格(以下「国際規格」という。)14833、15895若しくは15307に適合するものに限る。)に複写したものの交付
 - ニ 当該電磁的記録を幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジ(日本産業規格X6141若しくはX6142又は国際規格15757に適合するものに限る。)に複写したものの交付

ホ 当該電磁的記録を幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジ(日本産業規格X6127、X6129、X6130又はX6137に適合するものに限る。)に複写したものの交付
(映画フィルムの開示の実施の方法)

第5条 映画フィルムの開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴
- 二 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付
(スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における開示の実施の方法)

第6条 スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 当該スライド及び録音テープを専用機器により再生したものの視聴
- 二 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したものの交付
(手数料の種類)

第7条 情報公開手続に係る手数料は、開示の請求に係る手数料(以下「開示請求手数料」という。)及び開示の実施に係る手数料(以下「開示実施手数料」という。)を徴収するものとする。

2 個人情報保護手続に係る手数料は、開示請求手数料を徴収するものとする。
(手数料の額)

第8条 情報公開法第17条第2項の規定に基づき公庫が定める手数料の額は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 開示請求手数料の額は、開示請求に係る法人文書1件につき300円とする。
- 二 開示実施手数料の額は、開示を行う法人文書1件につき、別表に掲げる法人文書の種別ごとに、同表に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表に定める額(複数の実施の方法により開示を行う場合にあっては、その合算額。以下「基本額」という。)とする。ただし、基本額(情報公開法第15条第5項の規定により更に開示を行う場合にあっては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額)が300円(次のイからニまでのいずれかに該当する場合は、それぞれ当該イからニまでに定める額。以下この号において同じ。)に達するまでは無料とし、300円を超えるとき(同項の規定により更に開示を受ける場合であって既に開示の実施を求めた際の基本額が300円を超えるときを除く。)は当該基本額から300円を減じた額とする。
- イ 情報公開法第12条第1項の規定に基づき、独立行政法人等から事案が移送された場合(ロに掲げる場合を除く。) 当該独立行政法人等が情報公開法第17条第1項の規定に基づき定める開示請求に係る手数料の額に相当する額(以下この号において「開示請求手数料相当額」という。)
- ロ 情報公開法第12条第1項の規定に基づき独立行政法人等から法人文書の一部について移送された場合 開示請求手数料相当額のうち公庫が負担するものとして当該独立行政法人等と協議して定める額
- ハ 情報公開法第12条第1項の規定に基づき独立行政法人等に法人文書の一部について移送した場合 300円のうち公庫が負担するものとして当該独立行政法人等と協議して定める額
- ニ 情報公開法第13条第1項の規定に基づき行政機関の長に法人文書の一部について移送した場合又は行政機関の保有する情報の公開に関する法律第12条の2第1項の規定に基づき行政機関の長から行政文書の一部について移送された場合 300円のうち公庫が負担するものとして当該行政機関の長と協議して定める額

- 2 個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第89条第5項の公庫が定める手数料の額は、開示請求に係る法人文書1件につき300円とする。

（法人文書の数）

第9条 情報公開法の規定に基づき開示請求を行う者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前条第1項第一号の規定の適用については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなし、かつ、当該複数の法人文書である法人文書の開示を行う場合における前条第1項第二号ただし書の規定の適用については、当該複数の法人文書である法人文書に係る基本額に先に開示を実施した当該複数の法人文書である他の法人文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなすものとする。

一 一の法人文書ファイル（能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接な関連を有する法人文書（保存期間が1年以上のものであって、当該保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）の集合物をいう。）にまとめられた複数の法人文書

二 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

- 2 個人情報保護法に基づき開示請求を行う者が前項各号のいずれかに該当する複数の法人文書に記録されている保有個人情報の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前条第2項の規定の適用については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなす。

（手数料の受領方法）

第10条 開示請求手数料及び開示実施手数料は、次のいずれかの方法により受領するものとする。

- 一 現金（現金書留によるものを含む。）
- 二 定額小為替
- 三 普通為替
- 四 銀行振込

（写しの送付を行う場合の送付に係る費用の受領）

第11条 請求者が、開示の実施方法として法人文書の写しの送付を求めるときは、送付に係る費用として、当該文書を郵送した場合に要する額を、郵便切手で受領することとする。

（開示実施手数料の減免）

第12条 法人文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認められるときは、開示請求1件につき2,000円を限度として、開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

- 2 前項の規定による開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者に対しては、情報公開法第15条第3項又は第5項の規定による申出を行う際に、併せて当該減額又は免除を求める額及びその理由を記載した申請書の提出を求めることとする。

- 3 前項の申請書を受け付ける際には、申請人が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面の添付を求めることとする。

- 4 第1項の規定によるもののほか、開示決定に係る法人文書を一定の開示の実施の方法により一般に周知させることが適当であると認められるときは、当該開示の実施の方法に係る開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

（特定個人情報の開示の請求に係る手数料の免除）

第13条 公庫は、特定個人情報の開示請求を受けた場合において、当該特定個人情報に係る本人が、経済的困難により個人情報保護法第89条第4項の手数料を納付する資力がないと認められるときは、当該手数料を免除することができる。

2 前項の規定による手数料の免除を受けようとする者に対しては、個人情報保護法第77条第1項の規定による書面の提出を行う際に、併せて当該免除を求める理由を記載した申請書の提出を求めることとする。

3 前項の申請書を受け付ける際には、第1項の特定個人情報に係る本人が生活保護法第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面の添付を求めることとする。

附 則

この基準は、平成14年10月1日から実施する。

附 則

この細則は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この細則は、平成30年1月29日から実施する。

附 則

この細則は、令和元年12月2日から実施する。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この細則は、令和6年4月1日から実施する。

附 則

この細則は、令和7年3月12日から実施する。

別表

別表

法人文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
1 文書又は図画（2の項から4の項まで又は8の項に該当するものを除く。）	イ 閲覧	100 枚までごとにつき 100 円
	ロ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	1 枚につき 100 円に 12 枚までごとに 760 円を加えた額
	ハ 複写機により用紙に複写したものの交付（二に掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙 1 枚につき 10 円（A2 判については 40 円、A1 判については 80 円）
	ニ 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	用紙 1 枚につき 20 円（A2 判については 140 円、A1 判については 180 円）
	ホ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	1 枚につき 120 円（縦 203 ミリメートル、横 254 ミリメートルのものについては、520 円）に 12 枚までごとに 760 円を加えた額
	ヘ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格 X0606 及び X6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下「CD-R」という。）に複写したものの交付	CD-R1 枚につき 100 円に当該文書又は図画 1 枚ごとに 10 円を加えた額
	ト スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格 X6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下「DVD-R」という。）に複写したものの交付	DVD-R1 枚につき 120 円に当該文書又は図画 1 枚ごとに 10 円を加えた額
2 マイクロフィルム	イ 用紙に印刷したものの閲覧	用紙 1 枚につき 10 円
	ロ 専用機器により映写したものの閲覧	1 巻につき 290 円
	ハ 用紙に印刷したものの交付	用紙 1 枚につき 80 円（A3 判については 140 円、A2 判については 370 円、A1 判については 690 円）
3 写真フィルム	イ 印画紙に印画したものの閲覧	1 枚につき 10 円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1 枚につき 30 円（縦 203 ミリメートル、横 254 ミリメートルのものについては、430 円）
4 スライド（9の項に該当するものを除く。）	イ 専用機器により映写したものの閲覧	1 巻につき 390 円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1 枚につき 100 円（縦 203 ミリメートル、横 254 ミリメートルのものについては、1,300 円）
5 録音テープ（9の項に該当するものを除く。）又は録音ディスク	イ 専用機器により再生したものの聴取	1 巻につき 290 円
	ロ 録音カセットテープに複写したものの交付	1 巻につき 430 円
6 ビデオテープ又はビデオディスク	イ 専用機器により再生したものの視聴	1 巻につき 290 円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	1 巻につき 580 円
7 電磁的記録（5の項、	イ 用紙に出力したものの閲覧	用紙 100 枚までごとにつき 200 円

6 の項又は 8 の項に該当するものを除く。）	ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	1 ファイルにつき 410 円
	ハ 用紙に出力したものの交付（ニに掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙 1 枚につき 10 円
	ニ 用紙にカラーで出力したものの交付	用紙 1 枚につき 20 円
	ホ CD-R に複写したものの交付	CD-R1 枚につき 100 円に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額
	ヘ DVD-R に複写したものの交付	DVD-R1 枚につき 120 円に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額
	ト 幅 12.7 ミリメートルのオープンリールテープに複写したものの交付	1 巻につき 7,000 円に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額
	チ 幅 12.7 ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1 巻につき 800 円（日本産業規格 X6135 に適合するものについては 2,500 円、国際規格 14833、15895 又は 15307 に適合するものについてはそれぞれ 8,600 円、10,500 円又は 12,900 円）に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額
	リ 幅 8 ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1 巻につき 1,800 円（日本産業規格 X6142 に適合するものについては 2,600 円、国際規格 15757 に適合するものについては 3,200 円）に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額
8 映画フィルム	ヌ 幅 3.81 ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1 巻につき 590 円（日本産業規格 X6129、X6130 又は X6137 に適合するものについては、それぞれ 800 円、1,300 円又は 1,750 円）に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額
	イ 専用機器により映写したものの視聴	1 巻につき 390 円
9 スライド及び録音テープ（スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合におけるものに限る。）	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	6,800 円（16 ミリメートル映画フィルムについては 13,000 円、35 ミリメートル映画フィルムについては 10,100 円）に記録時間 10 分までごとに 2,750 円（16 ミリメートル映画フィルムについては 3,200 円、35 ミリメートル映画フィルムについては 2,650 円）を加えた額
	イ 専用機器により再生したものの視聴	1 巻につき 680 円
備考	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	5,200 円（スライド 20 枚を超える場合にあっては、5,200 円にその超える枚数 1 枚につき 110 円を加えた額）
	1 の項ハ若しくはニ、2 の項ハ又は 7 の項ハ若しくはニの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を 1 枚として額を算定する。	